

平成27年11月4日

国土交通省

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令等に伴う指名停止について

1. 事実概要

下記3. の業者らは、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成27年10月9日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。

2. 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に基づき、指名停止措置を講ずるものとする。

また、公正取引委員会より課徴金減免制度対象者であることが公表されている三機工業株式会社については、指名停止措置要領の運用基準7-四に基づき期間を2分の1とする。

3. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止対象業者	住 所
①	三機工業株式会社	東京都中央区明石町8-1
②	株式会社柿本商会	石川県金沢市藤江南2-28
③	新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2-4

4. 指名停止措置期間

①の業者：平成27年11月4日から平成27年12月17日まで（1.5ヶ月）

②の業者：平成27年11月4日から平成28年2月3日まで（3ヶ月）

③の業者：平成27年11月4日から平成28年2月3日まで（3ヶ月）

5. 指名停止措置を行う機関

国土交通本省、官庁宮繕部、航空局、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院、海難審判所、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区气象台、運輸安全委員会、海上保安庁、第三管区海上保安本部

<問い合わせ先>

(代表：03-5253-8111)

- 本省（官庁営繕部を除く）・東京航空局・国土技術政策総合研究所（横須賀に限る）
・関東運輸局・気象庁・海上保安庁等について

国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 渡邊（内線21833）直 通：03-5253-8206

契約制度管理係長 中野（内線21834）FAX：03-5253-1530

- 関東地方整備局（港湾空港関係除く）・国土技術政策総合研究所（横須賀を除く）
・国土地理院について

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長補佐 江藤（内線21962）直 通：03-5253-8919

契約指導第一係長 宮下（内線21953）FAX：03-5253-1533

- 官庁営繕部について

国土交通省大臣官庁営繕部管理課

課長補佐 涌井（内線23154）直 通：03-5253-8231

契約第二係長 竹腰（内線23153）FAX：03-5253-1541

- 関東地方整備局(港湾空港関係に限る)

国土交通省港湾局総務課

課長補佐 栞原（内線46185）直 通：03-5253-8663

契約指導係長 江崎（内線46184）FAX：03-5253-1648

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（抄）

（昭和 59 年 3 月 29 日 建設省厚第 91 号）

別表第 2

措 置 要 件	期 間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について（抄）

（平成 3 年 5 月 18 日 建設省厚発第 172 号）

7 別表第 2 関係

四 別表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 1 2 号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 12 号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第 3 第 3 項の規定を適用するものとする。